

工事費内訳書の取扱いの改正について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行により、入札時に提出を求めている入札金額の内訳書（工事費内訳書）に、材料費、労務費等の明示が義務付けられたことから、工事費内訳書の取扱いを以下のとおりとしますのでお知らせします。

1 主な改正内容

(1) 工事費内訳書への材料費、労務費等の追加

工事費内訳書に以下の事項を全て記載する必要があります。

- ・材料費
- ・労務費
- ・法定福利費
- ・安全衛経費
- ・建設業退職金共済契約に係る掛金

(2) 発注者の工事費内訳書の確認・審査

- ・入札執行にあたり、工事費内訳書に上記（1）の事項がすべて記載されているかを確認します。
- ・工事費内訳書の上記（1）の事項に記載漏れがあった場合は無効入札とします。
- ・建退共に加入していない場合は、中退共、自社の退職金制度の費用を計上してください。
- ・その他の取扱いは従前のとおりです。

2 適用基準日

令和8年4月1日以降、公告又は指名通知する工事から適用する。